

## 別紙 5

番号	判 断
1	<p>原告ウェブサイト文言1は、「年間30000個以上の時計修理・オーバーホール実績」というものであり、被告ウェブサイト文言1は、「100万件突破時計修理・オーバーホール実績」というものである。いずれも原告及び被告が業として行っている時計修理，オーバーホール（以下「修理等」という。）の実績を掲げたものである点で共通している。しかし，原告ウェブサイト文言1は文章自体ごく短いものであり，修理等の実績を事実として掲げたものにすぎず，創作的な表現とはいえない。したがって，原告ウェブサイト文言1と被告ウェブサイト文言1とは，事実という表現それ自体ではない部分及び表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから，複製又は翻案に当たるものではない。</p>
2	<p>原告ウェブサイト文言2は、「あなたの大切な腕時計を1級時計技師が最高の技術と低価格で時計修理，オーバーホールします。」というものであり，被告ウェブサイト文言2は，「あなたの大切な腕時計を確かな技術，安心の低価格で時計修理・オーバーホールいたします。」というものである。いずれも原告及び被告の業務内容である修理等について信頼できる技術，安い価格で行うことを宣伝した文言である点で共通している。しかし，原告ウェブサイト文言2は文章自体ごく短いものであり，高い技術の裏付けとして，1級時計技師が時計修理を行うという具体的事実を述べるとともに，これを低価格で行うことをありふれた表現で広告したものにすぎず，創作的な表現とはいえない。したがって，原告ウェブサイト文言2と被告ウェブサイト文言2とは，事実という表現それ自体ではない部分及び表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから，複製又は翻案に当たるものではない。</p>
3	<p>原告ウェブサイト文言3は，「オメガの修理なら絶対の自信があります！」</p>

	<p>というもので、被告ウェブサイト文言3は、「オメガのオーバーホールに自信あり！」というものである。いずれも原告及び被告の時計修理において、高級時計であるオメガの修理技術やオーバーホールに自信があることを感嘆文で述べた宣伝文言という点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言3は文章自体ごく短いものであり、修理に自信があることをありふれた表現で広告したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言3と被告ウェブサイト文言3とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
4	<p>原告ウェブサイト文言4は、「最高の技術と低価格で時計修理，オーバーホールします。」というもので、被告ウェブサイト文言4は、「最高の技術と低価格であなたの時計を蘇らせます。」というものである。いずれも原告及び被告の時計修理を高い技術と低価格で行う旨の広告文言であるという点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言4は文章自体ごく短いものであり、修理等について高い技術と低価格で行うことについてありふれた表現で広告したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言4と被告ウェブサイト文言4とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
5	<p>原告ウェブサイト文言5は、「あなたの大切な腕時計を，メーカー修理よりも2万円以上安く，かつ短期間でハイクオリティな時計修理・オーバーホールを行います。」というものであり、被告ウェブサイト文言5は、「お客様の大事な腕時計を，メーカー修理より最大50%OFFさらに，業界最速スピードで時計修理・オーバーホールいたします。」というものである。いずれも安い費用で迅速に修理等を行うことを宣伝した文言である点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言5は文章自体短いものであり、安い</p>

	<p>費用であることを具体的な金額を示しつつ、かつ、短期間で品質の高い修理等を行う旨をありふれた表現で広告したものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言5と被告ウェブサイト文言5とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
6	<p>原告ウェブサイト文言6は、「全国の1級時計技士と直接取引することで、高品質かつ低価格の時計修理・オーバーホールサービスが実現しました。」というものであり、被告ウェブサイト文言6は、「全国の1級時計技師と直接取引すること、高い品質及び低価格による<sup>(ママ)</sup>か時計修理・オーバーホールサービスが実現いたしました。」というものである。いずれも高品質、低価格実現の理由について、全国の1級時計技師と直接取引することを挙げている点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言6は文章自体短いものであり、1級時計技師と直接取引を行うことで、品質が高く、低価格の修理等を実現していることは原告の業務内容の工夫・アイデアというべきものか、又は、1級時計技師との直接取引により修理等を行うという原告の業務内容についての事実を述べたにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言6と被告ウェブサイト文言6とは、アイデア又は事実であり表現それ自体ではない部分及び表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
7	<p>原告ウェブサイト文言7は、「私たち千年堂が抱える修理技術者は、これまで数百社におよぶ全国の有名百貨店、質屋、家電量販店等と取引し、数多くの時計修理・オーバーホールを受注してきた実績があります。またロレックスやオメガの社内技術者だった者、メーカーの正規修理を一手に引き受けてきた技術者も、多数抱えております。時計修理やオーバーホールの品質についてはメーカー対応と同等かそれ以上の水準であることをお約束します。」</p>

	<p>というものであり、被告ウェブサイト文言7は、「私たちが抱える修理技能士の方々は、これまで数千社におよぶ大手百貨店、質屋、家電量販店等と提携し、多数の時計修理・オーバーホールを行ってきた実績がございます。オメガやロレックスの元社内技術者も多く在籍しておりますので、時計修理・オーバーホールの品質はメーカーと同等、またはそれ以上であることをお約束させていただきます。」というものである。いずれも原告及び被告が業として行っている修理等の実績を掲げ、高級時計メーカーの元技術者による修理等を行うことを挙げている点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言7は、修理等の実績や高級時計メーカーの元社内技術者が多く在籍していることを事実として掲げたものにすぎず、又、高い品質であることを宣伝するためのありふれた表現であり、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言7と被告ウェブサイト文言7とは、事実であり表現それ自体ではない部分及び表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
8	<p>原告ウェブサイト文言8は、「あなたはこのようなことでお困りではありませんか？「3年に1度、メーカーにオーバーホールを依頼すると、毎回5万円以上かかる。」「父の形見の時計があるが、どこにいても修理を断られる。何とかして動かしたい。」「時計が動かなくなり時計店に持っていったが、輸入時計だからという理由で断られ困り果てている。」「メーカーの正規代理店で修理見積もりをとったが、あまりの高額な料金に驚いている。」「大切な時計なので、しっかりとした技術者にみてもらいたいが、近くにそういう方がいない。」「というものであり、被告ウェブサイト文言8は、「もしかして問題？お困りですか？・メーカーのオーバーホールは毎回5万円以上と高価格・生産中止により、メーカーで修理を断られた・何回も他店に持ち込んだが、修理ができないと返された・正規代理店の見積もりがあまりにも高額だった・しっかりとした技術者がいるお店が近くにない」というも</p>

	<p>のである。いずれも高級時計の修理について困ったことはないかという疑問文を掲げ、時計の修理店への依頼理由について具体例を挙げている点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言8の冒頭の困ったことがないかという問いかける文言は、疑問文の表現としてありふれたものであり、また、実際に困ったことがある例は、具体的事実として掲げたもので、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言8と被告ウェブサイト文言8とは、事実であり表現それ自体ではない部分及び表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
9	<p>原告ウェブサイト文言9は、「千年堂の時計修理・オーバーホールの6つの特徴とは」というものであり、被告ウェブサイト文言9は、「銀座櫻風堂の時計修理・オーバーホールの5つの特徴」というものである。いずれも原告及び被告の業務の特徴を冒頭に述べるという点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言9は、原告の修理等に6つの特徴があることをありふれた表現で広告したもので、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言9と被告ウェブサイト文言9とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
10	<p>原告ウェブサイト文言10は、「業界最安水準の時計修理・オーバーホール料金 千年堂では、日本全国、総勢100名以上の1級時計技師やメーカー出身のベテラン時計技師と業務提携しており、お客様からお預かりした時計は、直接、一流の時計技師が修理・オーバーホールをします。」というものであり、被告ウェブサイト文言10は、「業界最安水準の時計修理・オーバーホール料金 お客様からお預かりした時計は、直接、一流の時計技師が修理・オーバーホール致します。銀座櫻風堂では、日本中の「1級時計技師」や「メーカー出身のベテラン時計技師」と業務提携しておりますので、最高</p>

	<p>水準のクオリティを備えたサービスを提供できます。」というものである。いずれも1級時計技師やメーカー出身のベテラン時計技師と業務提携することにより、修理等を担当することを掲げている点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言10の冒頭部分は、業界最安水準の時計の修理等というありふれた表現で広告したものにすぎず、1級時計技師やメーカー出身のベテラン時計技師と業務提携していることは、原告の業務内容を事実として掲げたものであり、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言10と被告ウェブサイト文言10とは、事実であり表現それ自体ではない部分及び表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
1 1	<p>原告ウェブサイト文言11は、「また百貨店や家電量販店を通した場合と違い、取次手数料が発生していないからこそ、高品質でありながらも、価格を抑えることが出来ています。」というものであり、被告ウェブサイト文言11は、「また百貨店や家電量販店等の取次店を通さないの、余計な手数料が発生しません。高品質かつ低価格を実現できる理由が“ココ”にあります。」というものである。いずれも百貨店等を修理のルートに通さないことにより低価格の実現に至っているという文章という点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言11は、価格を抑えることができている理由を述べたもので、原告の業務についての工夫、アイデアというもののか、又は、業務内容についての事実であり、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言11と被告ウェブサイト文言11とは、アイデア又は事実であって、表現それ自体ではない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
1 2	<p>原告ウェブサイト文言12は、「代金後払い 費用については、作業が完了し、お客様の手元へ時計が届いた時に代金引換にてお支払い頂きます。この代金後払い制度は、当社が抱える技術者が、年間累計30000件以上の時</p>

	<p>計修理・オーバーホールを行い、絶対の自信を持つ私たち千年堂だからこそ出来ることです。」というものであり、被告ウェブサイト文言12は、「代金後払い（代金引換）代金のお支払いは、作業が完了し、お客様のお手元へ時計が届いた時点（後払い）でお支払いできるよう配送会社の「代金引換サービス」を利用します。これは、年間累計50,000件以上の時計修理・オーバーホールを行っている専門家集団を抱える当店だからこそ“絶対の自信”を持って実現できることです。」というものである。いずれも代金は後払いであること、代金引換で支払をすること、年間の実績を持っているからこそ実現できる制度であることを述べた点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言12の見出し部分は、代金後払いという事実を掲げたにすぎず、同12の前段部分は、仕事の目的物の引渡しと同時に報酬を支払わなければならないという請負契約における原則をありふれた表現で説明したにすぎないし、同後段部分も、原告の業務形態をありふれた表現で広告したものにすぎないから、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言12と被告ウェブサイト文言12とは、事実であり表現それ自体ではない部分及び表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
13	<p>原告ウェブサイト文言13は、「1年間の修理保証 千年堂にて時計修理やオーバーホールを行った時計に関しては、1年間の保証を行っています。万が一、私どもで時計修理やオーバーホールを行った後、不具合が生じた場合は、お申し出いただければ、再度、修理・オーバーホールを行います。他の修理店の場合、3ヶ月、6ヶ月保証といったケースが多いですが、私たち千年堂は、技術と品質に絶対の自信を持っていますので、1年の保証としています「1年間」という数字は私たちの絶対的な自信とお取りください。」というものであり、被告ウェブサイト文言13は、「安心の『1年間』品質保証 銀座櫻風堂にて修理やオーバーホールを行った時計に関しては、1年間</p>

	<p>の保証を行っております。他社の場合、通常6か月未満の保証が多いのですが、当社は、技術とサービス全体のクオリティに絶対の自信を持っておりますので、1年保証とさせていただきます。」というものである。いずれも1年間の修理保証を行うこと、他社よりも長い保証期間であることを、技術と品質に自信を持つことから1年間の保証を行っていることを説明している点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言13は、原告に依頼した場合の保証の内容等をありふれた表現で説明したものにすぎず、技術等に自信があることを1年間の保証の理由とすることは、他の店舗でも行われているところであり（乙2・番号7）、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言13と被告ウェブサイト文言13とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。</p>
14	<p>原告ウェブサイト文言14は、「迅速な納期 お預かりした時計は、すぐに時計技師が現況確認をし、迅速にお見積もりさせていただきます。また修理・オーバーホール完了後は、丁寧に梱包した上で、迅速にお客様の元へ返送いたします。」というものであり、被告ウェブサイト文言14は「「業界最速」スピード納期 当店では、お預かりした時計を直ちに専門の時計技師に現況確認させ、迅速にお見積もり致します。また作業完了後は、丁寧に梱包し、速やかにお客様のお手元へお届け致します。」というものである。いずれも迅速に修理した後に依頼者へ迅速に返送するという点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言14の冒頭部分は、原告の業務内容（サービス内容）が迅速であることのありふれた見出しであり、前段部分についてもすぐに見積もりをし、修理等後には迅速に返送することをありふれた表現で説明したといえ、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言14と被告ウェブサイト文言14とは、表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものでは</p>

	ない。
15	原告ウェブサイト文言15は、「私たちのオーバーホールは、一般の修理店とは違い、千年堂オリジナル超音波洗浄＋千年堂オリジナルクリーニングをサービスとして無料でお付けしております。（10,000円相当）」というものであり、被告ウェブサイト文言15は、「10月中に時計修理・オーバーホールをご依頼いただいたお客様限定で、超音波洗浄&オリジナルクリーニング（通常10,500円）を無料サービスとしております。」というものである。いずれも修理等の際に超音波洗浄とクリーニングサービスを実施することを説明している点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言15は、原告のサービス内容を単に事実として説明しているものにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言15と被告ウェブサイト文言15とは、事実であり表現それ自体ではない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
16	原告ウェブサイト文言16は、「概算費用は、オーバーホールと修理代金込みで14,000～40,000円程度となります。」というものであり、被告ウェブサイト文言16は、「オーバーホールと修理代金込みで14,000～40,000円程度となります。」というものである。いずれも修理等の概算費用として14,000～40,000円程度かかるという点で共通している。しかし、原告ウェブサイト文言16は、原告のサービスを申し込んだ場合の概算費用を単に事実として説明したにすぎず、創作的な表現とはいえない。したがって、原告ウェブサイト文言16と被告ウェブサイト文言16とは、事実であり表現それ自体ではない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。
17	原告ウェブサイト文言17は、「オーバーホール以外の修理に関しては以下の表を参考にしてください。 修理メニュー/参考価格 国産（円・税込価格）、外国製（円・税込価格）説明 電池交換2,100～ 3,150～

特殊な電池または専用工具が必要なものは別途見積もり 外装修理 2, 100～ 3, 150～ ベルトの部品外れや, 針のゆるみなどの修理 ※別途部品代が必要となる場合がございます。 内装修理 3, 150～ 4, 200～ オーバーホールの必要のない部品の交換※部品修理が出来ないものもでございます。 ベルト調整 2, 100～ 2, 100～ メタルブレスレットのコマ調整。調整コマをお持ちの場合は一緒にお渡してください。」というものであり, 被告ウェブサイト文言 17 は, 「オーバーホール以外の時計修理に関しては以下の表を参考にしてください。 修理メニュー/参考価格 国内時計 海外時計 内容 電池交換 2, 100～ 3, 250～ 特殊な電池の場合は別途お見積もり 外部修理 2, 100～ 3, 250～ ベルトの部品はズレや針の緩みの調整等 ※部品代を別途いただく場合がございます。 内部修理 2, 100～ 3, 250～ ～バンドのコマ調整等 ※調整コマをお持ちであればご一緒に同封ください。」というものである。いずれもオーバーホール以外の修理料金を説明したものである点で共通している。しかし, 原告ウェブサイト文言 17 は, オーバーホール以外の修理についての価格や修理する場合の原告において定められた業務(サービス)に関する一般的な注意事項を事実として説明したものであって, 創作的な表現とはいえない。したがって, 原告ウェブサイト文言 16 と被告ウェブサイト文言 16 とは, 事実であり表現それ自体ではない部分において共通点を有するにすぎないから, 複製又は翻案に当たるものではない。